

独立行政法人国際農林水産業研究センターの役職員の報酬・給与等について

役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

平成18年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

中期目標に定められた業務について、中期計画に沿った年度計画が順調に達成され、独立行政法人評価委員会による平成17年度の総合評価がAであったこと等を踏まえ、役員報酬の増減は行わなかった。

役員報酬基準の改定内容

理事長

俸給月額を6.6%引き下げ(17年度から引き続き在職する役員については、17年度給与水準の現給保障を実施)、調整手当を廃止し、地域手当(俸給月額の4%)を新設した。

理事

俸給月額を6.6%引き下げ(17年度から引き続き在職する役員については、17年度給与水準の現給保障を実施)、調整手当を廃止し、地域手当(俸給月額の4%)を新設した。

監事

俸給月額を6.6%引き下げ(17年度から引き続き在職する役員については、17年度給与水準の現給保障を実施)、調整手当を廃止し、地域手当(俸給月額の4%)を新設した。

監事(非常勤)

改定は行わなかった。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成18年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	千円	報酬(給与) 千円	賞与 千円	その他(内容) 千円	就任	退任
理事長	15,801	10,836	4,532	433 (地域手当)		3月31日1人
理事 (1人)	13,872	9,360	3,914	374 (地域手当) 224 (通勤手当)		3月31日1人
監事 (1人)	9,535	7,104	1,978	284 (地域手当) 169 (通勤手当)	4月1日1人	
監事 (非常勤) (1人)	818	818	0	0		3月31日1人

注:「地域手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

3 役員の退職手当の支給状況(平成18年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘 要
理事長	千円	年 月			該当者なし
理事	千円	年 月			該当者なし
監事	千円	年 月			該当者なし

職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

人件費管理の基本方針

〔 中期計画における職員の人事に関する計画に基づき、人員の適正な配置及び合理化を行い、中期計画の人件費の見積りの範囲内で人件費の管理を行っている。 〕

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

〔 独立行政法人通則法第63条第3項に基づき、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、業務の実績及び中期計画の人件費の見積りその他の事情を考慮し決定を行っている。 〕

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

〔 職員の勤務成績等に応じて、昇給や勤勉手当の成績率の決定を行っている。 〕

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
俸給：昇給	勤務成績が適切に反映されるよう職員を初任層と中間層及び管理職層に区分し、さらにそれぞれの職員層ごとに、5段階(A～E)の昇給区分に応じた昇給号俸数を設定し、毎年1月1日に前年1年間の勤務成績を判定し昇給させる。 さらに、研究職員俸給表の適用職員にあっては、顕著な研究業績を挙げたと認められる場合等には、特別な昇給を実施することができる。
賞与：勤勉手当 (査定分)	職員の勤務成績に応じ、145/100(特定幹部職員にあっては、185/100)を超えない範囲内において成績率を決定し、俸給等の月額にこれに乗ずること等により勤勉手当を支給する。

ウ 平成18年度における給与制度の主な改正点

〔 (1)すべての俸給表の俸給月額について引き下げ。(平均改定率 4.8%)(17年度から引き続き在職する職員については、17年度給与水準の現給保障を実施)
(2)調整手当を廃止し、地域手当(4%)を新設。 〕

2 職員給与の支給状況

職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成18年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
千円	千円	千円	千円	千円		
常勤職員	118	45.4	8,630	6,348	52	2,282
事務・技術	28	42.0	6,469	4,714	55	1,755
研究職種	81	46.9	9,712	7,152	49	2,560
医療職種 (病院医師)						
医療職種 (病院看護師)						
教育職種 (高等専門学校教員)						
技術専門職員	9	42.5	5,615	4,201	74	1,414

注:「技術専門職員」とは、試験ほ場管理、実験動物管理、その他庁務及びこれらに準ずる専門的業務に従事する職員を示す。

在外職員	1					
------	---	--	--	--	--	--

注:在外職員については、該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから「平均年齢」以下の事項については記載していない。

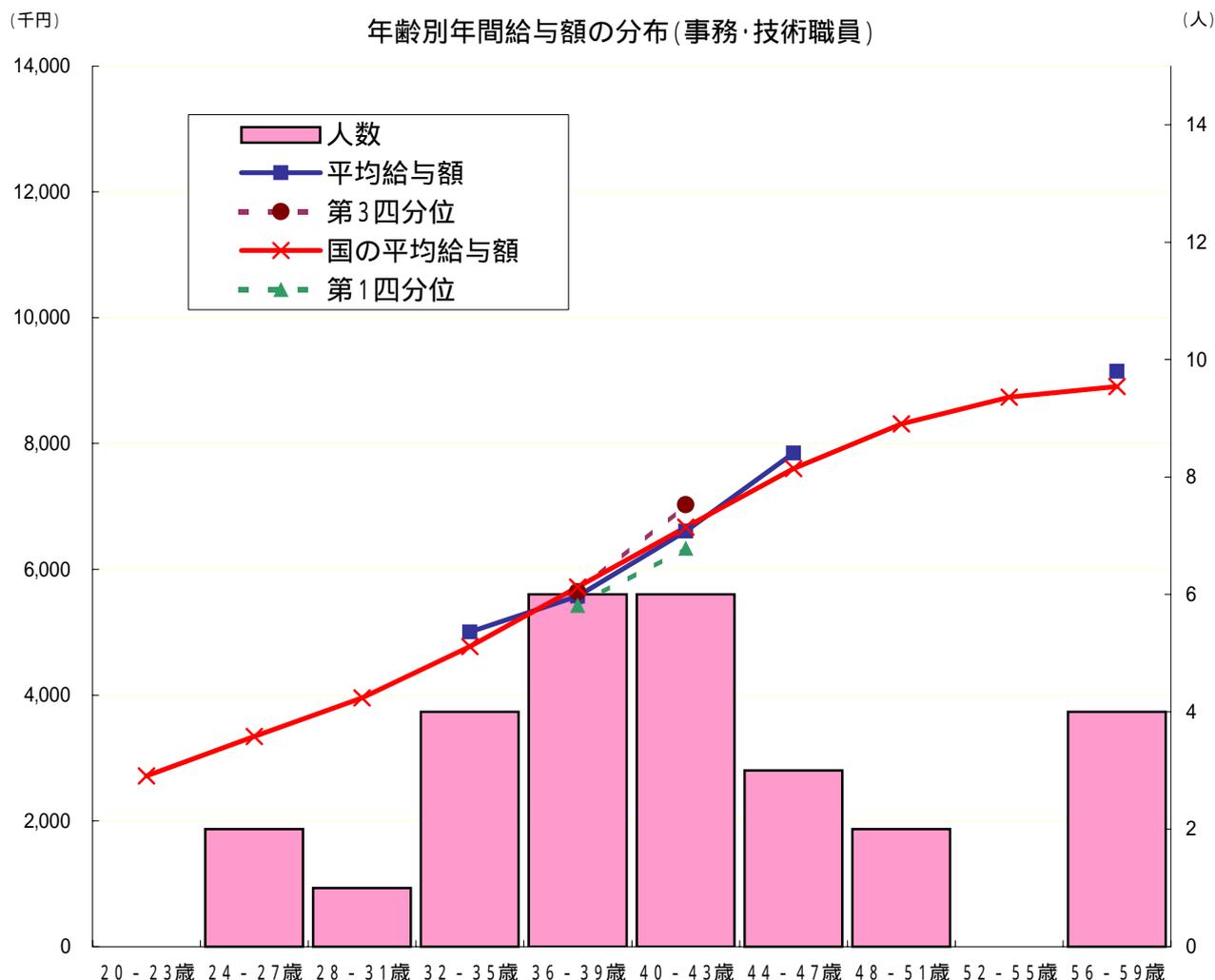
任期付職員	7	36.8	6,589	5,059	42	1,530
事務・技術						
研究職種	7	36.8	6,589	5,059	42	1,530
医療職種 (病院医師)						
医療職種 (病院看護師)						
教育職種 (高等専門学校教員)						

再任用職員	該当者なし					
事務・技術						
研究職種						
医療職種 (病院医師)						
医療職種 (病院看護師)						
教育職種 (高等専門学校教員)						

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	3	41.8	5,022	5,022	20	0
	人	歳	千円	千円	千円	千円
	事務・技術					
	人	歳	千円	千円	千円	千円
	研究職種					
	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)						
人	歳	千円	千円	千円	千円	
医療職種 (病院看護師)						
人	歳	千円	千円	千円	千円	
教育職種 (高等専門学校教員)						
人	歳	千円	千円	千円	千円	
委託費等雇用職員	3	41.8	5,022	5,022	20	0

注:「委託費等雇用職員」とは、委託費等から給与を支給している非常勤職員を示す。

年間給与の分布状況(事務・技術職員 / 研究職員)(在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、 まで同じ。)

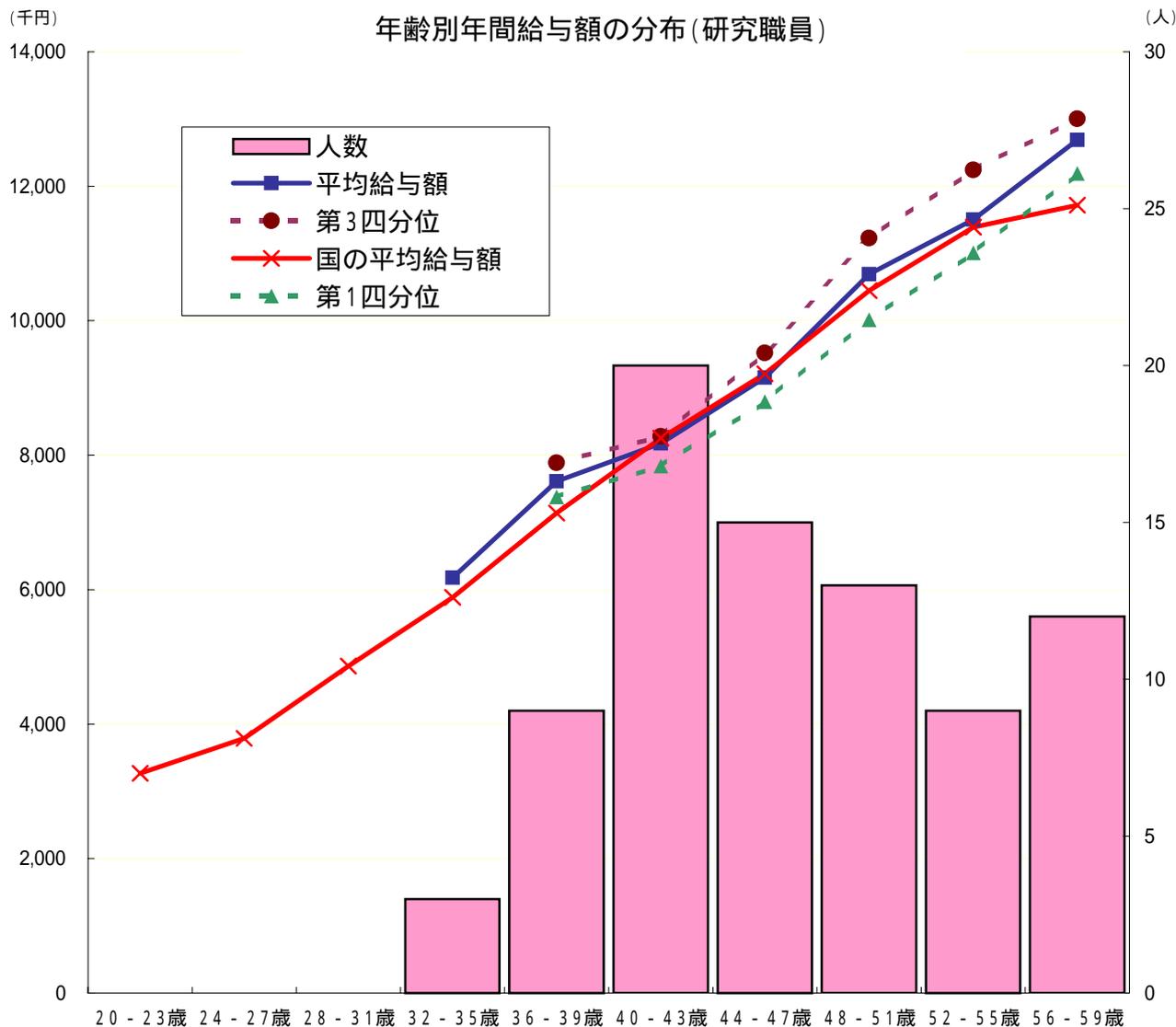


注: の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、 まで同じ。
 年齢28 - 31歳の該当者は1名のため、また、年齢24 - 27歳及び48 - 51歳の該当者はそれぞれ2名のため、当該個人に関する情報が特定される恐れがあることから、平均給与額については表示していない。
 年齢24 - 27歳、28 - 31歳、32 - 35歳、44 - 47歳、48 - 51歳及び56 - 59歳の該当者はそれぞれ4名以下のため、第1・第3四分位については表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
部 長	1	-	-	-	-	-	-
本部課長	2	-	-	-	-	-	-
課長補佐	6	49.7	7,500	7,998	7,802	7,998	7,998
係 長	14	38.9	5,428	6,400	5,944	6,400	6,400
主 任	2	-	-	-	-	-	-
本部係員	2	-	-	-	-	-	-
地方係員	1	-	-	-	-	-	-

注: 部長及び地方係員の該当者は1名のため、また、本部課長、主任及び本部係員の該当者はそれぞれ2名のため、当該個人に関する情報が特定される恐れがあることから、平均年齢以降の事項については記載していない。



注： 年齢32 - 35歳の該当者は4名以下のため、第1・第3四分位については表示していない。

(研究職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1四分位	第3四分位	
	人	歳	千円	千円	千円
研究部長	8	54.9	12,089	12,848	13,099
本部研究課長	15	49.7	9,206	10,419	12,242
地方研究課長	8	49.6	8,082	9,977	11,010
主任研究員	48	44.8	7,841	9,016	9,647
研究員	2	-	-	-	-

注： 研究員の該当者は2名以下のため、当該個人に関する情報が特定される恐れがあることから、平均年齢以降の事項については記載していない。

職級別在職状況等(平成19年4月1日現在)(事務・技術職員 / 研究職員)

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		係員		係長・同相当職 課長補佐・同相当職		
人員 (割合)	28 (人)	2 (人) (7.1%)	1 (人) (3.6%)	11 (人) (39.3%)	7 (人) (25.0%)	4 (人) (14.3%)
年齢(最高～最低)				40～32 (歳)	56～41 (歳)	51～46 (歳)
所定内給与年額(最高～最低)				4,481～ 3,430 (千円)	6,461～ 4,501 (千円)	5,706～ 5,330 (千円)
年間給与額(最高～最低)				6,147～ 4,752 (千円)	8,455～ 6,336 (千円)	7,998～ 7,500 (千円)

6級	7級	8級	9級	10級
課長・ 同相当職	部長・同相当職			
1 (人) (3.6%)	2 (人) (7.1%)	0 (人) (%)	0 (人) (%)	0 (人) (%)

注： 1級、2級、6級及び7級の該当者はそれぞれ2名以下のため、当該個人に関する情報が特定される恐れのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

(研究職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		研究補助員	研究員	研究課長・主任研究員 ・同相当職		研究部長・同相当職	
人員 (割合)	81 (人)	0 (人) (%)	2 (人) (2.5%)	23 (人) (28.4%)	25 (人) (30.9%)	31 (人) (38.3%)	0 (人) (%)
年齢(最高～最低)				47～35 (歳)	54～41 (歳)	59～46 (歳)	
所定内給与年額(最高～最低)				6,209～ 5,196 (千円)	7,618～ 5,834 (千円)	9,715～ 7,357 (千円)	
年間給与額(最高～最低)				8,244～ 7,048 (千円)	10,364～ 7,994 (千円)	13,991～ 10,017 (千円)	

注： 2級の該当者は2名以下のため、当該個人に関する情報が特定される恐れのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

賞与(平成18年度)における査定部分の比率(事務・技術職員 / 研究職員)

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	%	%	%
	最高～最低	%	%	%
一般職員	一律支給分(期末相当)	66.4	68.9	67.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	33.6	31.1	32.3
	最高～最低	36.7～31.5	33.6～28.7	33.6～30.0

注：管理職員の該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定される恐れのあることから、記載していない。

(研究職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	54.4	60.2	57.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	45.6	39.8	42.6
	最高～最低	52.5～42.0	45.6～38.2	46.0～40.0
一般職員	一律支給分(期末相当)	66.0	68.6	67.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	34.0	31.4	32.7
	最高～最低	40.7～31.9	37.5～29.1	37.7～30.4

職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員 / 研究職員)

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

100.3

対他法人(事務・技術職員)

93.6

(研究職員)

対国家公務員(研究職)

102.4

対他法人(研究職員)

100.3

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

特になし。

総人件費について

区 分	当年度 (平成18年度)	前年度 (平成17年度)	比較増 減	中期目標期間開始時(平成18年度)からの増 減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 1,359,906	千円 1,420,736	千円 (%) 60,830 (4.3)	千円 (%) - (-)
退職手当支給額 (B)	千円 90,568	千円 102,319	千円 (%) 11,751 (11.5)	千円 (%) - (-)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 216,462	千円 198,753	千円 (%) 17,709 (8.9)	千円 (%) - (-)
福利厚生費 (D)	千円 192,419	千円 167,134	千円 (%) 25,285 (15.1)	千円 (%) - (-)
最広義人件費 (A + B + C + D)	千円 1,859,355	千円 1,888,942	千円 (%) 29,587 (1.6)	千円 (%) - (-)

総人件費について参考となる事項

・給与、報酬等支給総額については、対前年度比 4.3%となったが、要因としては、給与構造改革に伴う役職員の給与の引き下げ及び退職、人事異動により職員の減員があり、給与等支給総額が減少したことによるものである。

また、最広義人件費については、対前年度比 1.6%となったが、上記要因のほか退職手当支給額の減少(11.5%)が減額要因であり、増額要因としては、非特定独立行政法人への移行による雇用保険事業主負担の発生及び労働災害保険への加入に係る法定福利費の増加、非常勤職員給与の増加及びそれに伴う法定福利費の増加によるものである。

・「行政改革の重要方針」(17.12.24閣議決定)による人件費削減の取組の状況

主務大臣が中期目標において示した人件費削減の取組

人件費については、行政改革の重要方針(17.12.24閣議決定)を踏まえ、平成18年度からの5年度間において、5%以上の削減(退職金及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)の取組を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進める。

中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針
人件費については、行政改革の重要方針(17.12.24閣議決定)を踏まえ、平成18年度からの5年度間において、5%以上の削減(退職金及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与について必要な見直しを進める。

人件費削減の取組の進捗状況

a 基準年度(平成17年度)の「給与、報酬等支給総額」:1,420,736千円

b 当年度(平成18年度)の「給与、報酬等支給総額」:1,359,906千円

c 当年度(平成18年度)までの人件費削減率: 4.3%

法人が必要と認める事項

特になし。